

農地の利用集積に補助金を交付します

庄原市は、認定農業者をはじめとする集落の担い手を育成し、農用地の保全と有効利用を図るため、農地の利用集積を行う農業者に対して補助金を交付しています。

庄原市農地利用集積促進事業補助金

1. 交付対象者

- 農業委員会を通して6年以上の賃借権の設定を受けた者
- 庄原市に住所を有する、65歳以下の者
(66歳以上の方で、庄原市に住所がある65歳以下の配偶者
または子の農業従事者がおられる場合は対象になります。)
- 賃借権設定後の経営耕地面積が、2ヘクタール以上の者



2. 賃借権の設定期間の終期と補助金対象の有無

利用権設定の新規・更新の申し出をいつされても最終期日（満了日）は、1月末です。

《参考例 6年設定の場合》

利用権設定の 申出書提出日	公告（設定日）	満了日	実質期間	補助金交付 対象の有無
H19.11.16 ～H19.12.15	平成20年2月1日	平成26年 <u>1月31日</u>	6年0月	6年設定 ①交付対象
H20.2.16 ～ <u>H20.3.15</u>	平成20年5月1日	平成26年 <u>1月31日</u>	<u>5年9月</u>	6年設定* ①交付対象
H20.3.16 ～H20.4.15	平成20年6月1日	平成26年 <u>1月31日</u>	5年8月	補助金交付対象外

利用権設定の申出書提出先は、農業委員会です。

※この補助事業では、端数が9か月以上の場合は1年とみなしています。

3. 補助金の額

(千円未満切り捨て)

賃借権の設定期間	補助金の額（10アール当たり）	
	田	畑（採草放牧地を除く）
① 6年以上10年未満	5,000円	2,000円
② 10年以上	10,000円	4,000円

※経営耕地面積の2ヘクタールを超える面積に上記の表に定める額を乗じた額となります。

※国・県の同種の補助金を同一時期に受けようとする農地については除きます。

4. 平成19年8月1日以降に利用権設定をされた方の補助金交付申請書提出期間および提出先

提出期間：平成20年4月1日～7月31日まで

提出先：農林振興課および各支所地域振興課

<問い合わせ>

農林振興課管理係 ☎0824-73-1131

西城支所 産業振興係 ☎0824-82-2181

口和支所 産業振興係 ☎0824-87-2111

比和支所 産業振興係 ☎0824-85-3000

東城支所 農林振興係 ☎08477-2-5008

高野支所 産業振興係 ☎0824-86-2111

総領支所 産業振興係 ☎0824-88-3060